

令和 8 年度
小牧浄水場黒森系送水ポンプ用エア
ベッセル整備工事

特記仕様書

庄内広域水道企業団

第1条 適用範囲

この特記仕様書は、標記工事の施工についての特記事項の仕様を示すもので、ここに記載のないものについては、

- ① 山形県県土整備部制定「土木工事共通仕様書（最新版）」
- ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「同（電気設備工事編）（最新版）」によるものとする。

優先順位は、本特記仕様書、上記①、②の順序とし、取扱いに疑義が生じた場合は、そのつど監督職員と協議すること。

第2条 工事名・工事場所・工期

工事名：令和8年度小牧浄水場黒森系送水ポンプ用エアベッセル整備工事
工事場所：酒田小牧地内

第3条 提出書類

受注者は、契約書に定めるもののほか次の書類を提出しなければならない。

1. 工程表（契約後）
2. 施工計画書（施工前）
3. 工事打合簿（随時）
4. 工事履行報告書（毎月）
5. 材料承諾願（工事打合簿として提出。材料発注前）
6. 完成通知書（完成時）
7. 完成書類（完成時）
8. 目的物引渡書（完成検査後）
9. その他、監督職員の指示したもの

第4条 施工計画書

あらかじめ工事实施に必要な施工計画書を提出し、監督職員と協議すること。記載事項は共通仕様書による。また、施工計画書に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関連するものについて変更計画書又は工事打合簿を提出し協議すること。

第5条 建設副産物についての取り扱い

1. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（いわゆる「建設リサイクル法」平成12年法律第104号）及び「山形県建設リサイクル指針」（平成14年4月制定）に基づき、資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を行わなければならない。
2. 工事により指定副産物が発生した場合は、許可を得た産業廃棄物処理業者へ持ち込むなど適切に処理するものとする。なお、搬出完了後は manifests の写しを提出すること。

第6条 段階確認の実施

本工事において、以下の項目について段階確認のため立会を行うものとする。

項目	実施段階	確認内容
材料確認	現場施工前	規格・数量
整備状況確認	材料交換時	整備状況
試験調整	本体据付後	動作状況

第7条 安全・訓練等の実施

労働安全衛生法に基づき行う日々の安全教育のほか、本工事現場に即した安全・訓練等について、全ての作業員を対象に下記の実施項目の中から選択し現場における安全・訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等による視覚教育
2. 安全関係法令等の周知
3. 工事内容等の周知
4. 安全衛生活動に関する手法の修得
5. 作業内容と安全目標の徹底および実践指導
6. 災害対策訓練
7. 本業務現場で予想される事故対策
8. その他、安全・訓練等として必要な事項

第8条 工事施工中の安全衛生

工事施工中の安全衛生は、建設工事公衆災害防止対策要綱によること。

第 9 条 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第 10 条 実施状況の確認

安全・訓練等の実施状況については、工事写真に添付し監督職員に提出するものとする。

第 11 条 事故報告

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、第一報を直ちに監督職員に電話にて通報するとともに、通報後速やかに事故報告書を E-Mail などにより提出しなければならない。
2. 報告する事故の分類は、当該建設工事現場に関係する「労働災害」、「もらい事故」、「死傷公衆災害」、「物損公衆災害」とし、事故の規模を問わず、すべて報告すること。

第 12 条 工事標識等

工事名標識板に記載する、工事種類及び工事内容の説明は下記のとおりとする。

- (1) 工事の種類 水道施設工事中
- (2) 工事内容の説明 配水残留塩素計の更新をしています

第 13 条 整備対象機器

1. 小牧浄水場黒森系送水ポンプ用エアベッセル N=2 基
ブラダゴム 容積 5.0 m³ (TR-H3010) N=2 式
圧力計 Φ100 N=1 個
漏水検知器 N=1 式
漏気検知器 N=1 式
接合材 (マンホール用ガasket、フランジパッキン、ボルトナット) N=1 式

第14条 作業内容

1. 整備対象エアベッセルの整備・部品交換
2. 完了後の試運転・調整（注入測定時）
3. その他必要とする作業

第15条 下請負人等の選定

1. 受注者は、下請け契約を締結する場合、当該契約の相手方は酒田市内に本社又は営業所等を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
2. 受注者は、工事材料に係わる納入契約を締結する場合、当該契約の相手方は酒田市内に本社又は営業所等を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は地域・地場で生産及び販売されるものを選定するよう努めなければならない。

第16条 受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入等

1. 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約を除く。以下「二次以降下請契約」という。）の相手方としないよう努めなければならない。
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
2. 受注者は、前項にかかわらず社会保険等未加入建設業者を二次以降下請契約の相手方とする場合は、あらかじめ発注者に契約の相手方とする理由を添えて報告しなければならない。

第17条 法定外の労災保険の付保

1. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
2. 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示しなければならない。

第18条 監理技術者の専任義務の緩和に係る取扱い

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の監理技術者」という。)の配置を行う場合は、以下の1)～8)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の監理技術者を配置できる工事は、同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。
 - (5) 監理技術者が兼務できる工事は、庄内地区内の工事とする。
 - (6) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務について明らかにすること。
2. 本工事の監理技術者が専任特例2号の監理技術者として兼務することとなる場合、第1項の(1)～(8)の事項について確認できる書類を提出すること。なお、提出書類は、山形県県土整備部建設企画課のホームページを参照のこと。
(https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/dl.html)

山形県県土整備部建設企画課ホームページ 「入札・契約関係様式ダウンロード」

⇒「監理技術者の専任義務の緩和に係る取扱いについて」

3. 本工事において、専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要しなくなった場合は、適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

第19条 情報共有システムの利用

1. 本工事は、情報共有システムの利用対象工事であり、帳票等の処理については、情報共有システムを利用することができる。受注者は、契約締結後に、情報共有システムの利用について、監督職員と協議すること。
2. 情報共有システム利用に係る費用は、共通仮設費の率分に含まれるため、登録

料及び利用料については、受注者が支払うこと。

3. 情報共有システムの利用については、「山形県情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。
4. システムの利用要領及び運用ガイドラインについては、山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp>) から入手できる。

第20条 週休2日確保工事

1. 本工事は、完全週休2日（土日）の現場閉所を実施する発注者指定型の週休2日確保工事である。実施にあたっては「山形県営繕工事における週休2日確保工事実施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。
2. 発注者は、当初（発注）時において完全週休2日（土日）の現場閉所に応じた経費の補正を行い工事費を積算しているため、現場閉所が完全週休2日（土日）に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日に満たない場合は、週休2日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。
なお、4週6休、4週7休の経費の補正は、令和6年3月末に廃止となっている。
3. 受注者は、工事名標示板に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は監督職員と協議し決定する。

第21条 賃金又は、物価の変動に基づく請負代金の変更について

今般の急激な物価変動等により、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰等により、円滑な施工に支障が生じるときは、請負代金の変更について協議すること。

第22条 資機材の納期の遅れに基づく工期の変更について

受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等について協議すること。

第23条 特記事項

1. 設備の設置については、可能な限り上水施設を停止することなく作業を行うこと。
2. 作業箇所が水道施設であることに留意し、特に衛生保持に関して作業員の教育に徹底を図ること。
3. 作業中、設備に不具合が生じた場合は、直ちに監督職員に状況を報告すること。
4. 仕様書に記載のない事項であっても、施工上必要と認められるものについては監督職員に報告の上、受注者の責任において実施すること。
5. 作業遂行上疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議すること。